

令和4年度 第2回 南島原市入札監視委員会 会議次第

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和5年1月13日(金) 午後2時00分～午後4時00分 |
| 開催場所 | 南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室 |
| 審議内容 | <p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">① 市道南島原自転車道線整備工事 南有馬8工区 外 3件② 市道南島原自転車道線整備工事 布津1工区③ 普通河川馬場川緊急浚渫工事④ 重要給水施設配水管布設替工事(低部2工区)⑤ 瓦焼地区配水管布設替工事 八石地区配水管布設工事⑥ 原城跡法肩復旧工事 日野江城跡崖面等復旧工事(災害復旧) <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">① No. 190の原城跡は2者に満たず再入札し、No. 202の日野江城跡は初めから1者で実施している。取扱いの違いは何か。② No. 140～No. 144は2者が独占しているが、類似工事とすべきではないか。③ No. 102八石地区配水管布設工事は5者中3者が無効であるが理由は何か。④ 不落の多い理由は。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p> |

【議事】

| 意見・質問事項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 市道南島原自転車道線整備工事</p> <p>南有馬 8 工区 有家 2 工区 北有馬 4 工区 有家 7 工区</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・何故、落札候補者が事後審査申請提出せずの理由とその原因。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・全落札候補者が事後審査申請書を提出せず不落となるのは異例である。いかなる理由によるのか。・上記案件の再入札分も含め入札参加者が 2 者に満たず、入札中止となった案件が多数見られる。理由は何か。 | <p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【事務局】</p> <p>事後審査申請を提出しない理由、原因について</p> <ul style="list-style-type: none">・南有馬 8 工区については、予定価格から最低制限価格の範囲内に 3 者の応札があり、最低制限価格に一番近い者が落札候補者となりましたが、事後審査申請書を提出されず、落札者と認められませんでした。残りの 2 者についても同様の理由により落札者と認められず、結果として、不落となりました。 <p>今回の 3 者については、同日開札された他工事の落札者となっており、会社の施工体制や施工現場の条件を考慮された結果、南有馬 8 工区が敬遠されたものと推測しています。</p> <p>有家 2 工区、北有馬 4 工区、有家 7 工区についても落札候補を辞退された業者は 1 者を除き同日開札された他工事の落札者となっており、先ほどと同様の理由により敬遠されたものと推測しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>【委員】 今の回答からすると、落札候補者となったものの、他の工事の手持ちがあったから、工事内容から受けなかったということか。</p> <p>【委員】 ただ、今回の入札は年度始まって、2、3月程度しか経っていない状況でその理由、推測となるのか。もっと別の理由が考えられるのではないか。</p> <p>【委員】 令和3年度の工事は年度末での多くの不落不調が発注しているが、ただ、今回は年度始めなので、不落となる原因は納得できない。</p> <p>【委員】 申請を辞退されるときは辞退理由を聞いているのか。</p> <p>そこは、次の発注につなげるためにも、確認していいと思う。</p> | <p>入札中止が多数となった理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札での土木A、土木Bランク発注工事について、今年度は、8月29日開札分まで参加者が1者の場合は、入札を取止める条件を設定しており、8月29日開札分まで土木A、Bランク対象工事68件発注のうち、16件が参加者2者に満たず中止しております。 <p>入札中止した16件のうち、15件が自転車道路関係となっております。</p> <p>その他に、法面処理工事で3件、指名競争においては災害復旧工事1件で入札参加者が条件に満たず中止しております。</p> <p>【建設課】 自転車道線の入札中止、不落となった案件については、橋梁工事や橋梁補修、法枠工など専門工種が含まれている案件が多く、工期内に資材の調達及び制作、下請業者の確保が困難であったことが推測されます。</p> <p>そうです。</p> <p>確認していません。</p> |
|---|--|

もしかすると市の設計が相手に受け入れられていないかもしれない。

見てみると、自転車道路については、工種が多いように感じる。

舗装完成までをひとつの工事として発注してある。

土木工事であれば、路盤までで終わらせて、舗装工事については、別に発注した方がよかったのではと思う。

なので、そこには発注の工夫が必要になってくる。

1工区分の舗装となれば仕事量は少ないが、他工区と合わせて発注することで、舗装業者が計画を立てやすいようにしてやる必要がある。舗装や法面工事と工種が多くなれば業者は段取り替えが多くなり大変になる。

自社で施工できる工種であれば計画は立てやすいと思うが、自社で施工できない工種については、その段取りが大変になってくる。

昨年度から自転車道路の事業が始まり、発注に苦労されているのは分かる

ただ、苦労して発注しているからこそ、発注について一度立ち止まって検討し発注した方が、結果としていい発注ができると思う。

【委員】

申請をしない方は、理由書を出させた方がいいと思う。

落札候補者になりながら、理由もなく申請を提出されないとなれば、業者側の思うままのような気がする。

また、自転車道路自体いつ完成の予定なのか。

対象業者をAランクからB、Cランクの業者へ広げることにはできないのか。

【建設課】

昨年度は別発注で行っていたが、施工場所や時期に問題が出てきたため、今回は舗装までをひとつの工事として発注を行いました。

令和6年度までに完成を目指しています。

【事務局】

発注については、発注基準に基づき行っており

流動的にやっていかないと、いつまでたっても終わらない。早く終わってもらいたいと思っている。

【委員】

土木工事で発注し、毎日現場が動いている工事というのはほとんどない。発注してから完成までの間に、他の現場もあるので作業員は現場間を行き来しながら昔は施工されていた。

それをひとつの現場に集中し施工すれば、設定工期より早く完成するはずだが、それができないというのは、作業員がいないのか、手持ちが多くてまわらないのか。

言われるように、工事を分割してもいいと思う。舗装工を除いたり、BランクとCランクでJVを組むような考えもあっていいと思う。

【委員】

作業員、技術者が確保できないという問題は、この先、大きく変わることはないと思う。

そうなれば今いる業者の仕事がうまく回るように、発注を平準化していかないと市の入札執行も非常に困難になってくると思う。

そう考えたときに県については、平準化のひとつの手段だと思うが、余裕工期の設定等をされているようだが、市については、そのあたりの検討をしているのか。

まして、土木一式工事では設計金額 3,500 万円以上はAランク、1,000 万円以上 3,500 万円未満はBランク、1,000 万円未満はCランクで発注を行っています。

今回、3,500 万円以上の工事となれば、Aランクに対し発注を行っているが、これをB、Cランクへ発注したいとなれば、工事を分けて設計金額を小さくしてやるという方法は考えられると思います。

【事務局】

余裕工期については、来年度から施行できるように現在、準備を行っています。

| | |
|--|---|
| <p>【委員】 今のままでは、Cランクの業者が育たない気がする。Cランクの技術者がA、Bランク業者と一緒にすることにより技術、工事品質が上がると思う。</p> <p>② 市道南島原自転車道線整備工事布津1工区</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・入札業者9社のうち無効業者1社あり、無効事由を明らかにされたい。</p> | <p>先ほど、他のランクへ発注を広げられないかとの質疑がありましたが、7月までは発注基準どおりの業者への発注を行ってきたが、不落、不調の状況が変わらなかったため、臨時的な措置ではあるがAランク対象案件をBランクも参加できるような設定を行い、また、地域条件も市内本社のみ対象から県内業者も参加できるように広げていったが状況としては改善できていません。</p> <p>先ほどいただいたJVについては、今後検討していきたい。</p> <p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【事務局】 ・【3】本工事を含む【1～6】までの工事は、4月28日開札の制限付一般競争入札で土木Aランクを対象に、「類似工事における受注機会拡大の運用について」の規定に基づき、類似工事として発注しております。</p> <p>委員ご指摘の無効理由につきまして、【3】市道南島原自転車道線整備工事布津1工区、【2】市道南島原自転車道線整備工事深江3工区ともに同一業者が最低価格で応札されておりますが、先に開札された【2】市道南島原自転車道線整備工事 深江3工区の落札候補者となられ、類似工事適用のために【3】市道南島原自転車道線整備工事布津1工区では無効という結果となりました。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>【委員】 このように類似工事に設定している案件については、落札業者を事前に参加させないことはできないのか。</p> <p>③ 普通河川馬場川緊急浚渫工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 ・設計違算の原因はなにか。</p> | <p>【事務局】 この案件は制限付一般競争入札を電子入札で実施しています。応札期間を3日間設定し、その後開札しますので、事前に応札させないということとはできないと思います。</p> <p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【建設課】 ・本工事については、工事発注のため積算を行い、決裁を受けていたところ、設計内容の一部に変更が生じました。 決裁用の資料は修正を行いましたが、工事発注の際の公表用資料については、修正前の資料を公表してしまい、適正な見積りができない状態でした。 具体的には、本工事の河床掘削工において、内容を「片切掘削」から「河床等掘削」へ変更し積算していたが、公表用資料は「片切掘削」のままとなっていました。 「片切掘削」にて積算すると、市の設計額より直接工事費で80万円程度過大となる状態でした。</p> <p>【事務局】 ・本工事について、設計違算が判明した時点ですでに電子入札の応札期間が終了しており、違算の訂正内容及び当該部分の契約上の取扱いを参加者へ周知することができなかつたので、設計違算に関する事務取扱要領に基づき入札中止をおこないました。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>【委員】 「片切掘削」から「河床等掘削」へ変更した理由はなにか。</p> <p>【委員】 設計内容を変更するのにどのくらいの費用がかかるのか。 費用というのは人件費なども含めて。</p> <p>費用については常に意識していただいて業務にあたっていただきたい。 一つ間違えると、全てが変わってくる非常に難しい部署なので、間違いがないようにしないと後々の影響が大きくなると思う。</p> <p>【委員】 間違いをしないということは非常に大事だが、それが絶対ないかと言われれば私も自信が持てないところではある。 ただ、今、言われたのは、設計書の決裁は修正したが、公表用の設計書の差替えができていなかったとのことで、それに気づくまでにどのくらい時間がかかったのかを知りたい。 早く気づいていれば、修正を周知し、そのまま入札できたかもしれない。 そこに対して、皆さんがどういう注意をしていたか、経験として次回以降につなげてもらいたい。</p> <p>それ以後にどういうことが待っているかを計算しながら事務をしなければならない。 今回で言えば、公表用設計書の差替えが必要となる。</p> | <p>【建設課】 「片切掘削」は河川内に重機を据えて掘削を行うような歩掛となっておりますが、現地精査し、歩掛についても検討した結果、「河床等掘削」という歩掛は、バックホウのロングアームを使用し、河川護岸部から施工できるため、今回の現場条件と合致するため設計内容を変更しました。</p> <p>【建設課】 設計書を作成し直すのに 1 週間程度かかっています。</p> <p>今回の修正は 1 箇所のみ歩掛修正でしたので、2 日程度で終わっています。</p> |
|---|---|

事務の流れとして、頭に入れておいてほしい。

④ 重要給水施設配水管布設替工事（低部2工区）

【抽出理由】

【委員】

- ・有効入札者 4 者の入札額は 2600 万円台と 3100 万円台に 2 分され、かい離が大きい。理由は何か。

【委員】

現場の 8 割近くが狭いとは進入路のことか。

諸経費計上からくる違いとあるが具体的にはどういうことか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【上下水道課】

- ・本工事は水道工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法について統一的なものであるため、参加業者から提出された工事費内訳書を検証した結果からも、直接工事費については、発注者側の積算（官積算）と応札側（民積算）における差はほとんどなく、各業者とも適正な見積をされていると判断しています。

なぜ 2600 万円台の 2 者と 3100 万円台の 2 者にとに 2 分されたのかはわからないが、両者に言えることは、工事価格の諸経費（共通仮設費計・現場管理費・一般管理費等）について大きなかい離が見られることです。

予想されることとしては、本工事現場の 8 割近くが車の離合ができない狭い道路であるため、施工現場の状況に対しての各有効入札者の諸経費計上の違いからくるものであると考えられ、2600 万円台の 2 者については、高い落札意欲を持って応札されたと推測しています。

進入路も狭いが、工事場所も狭い箇所です。

諸経費計上については、あくまで推測ですが、市設計は 2 t ダンプで積算しているが、2 t ダンプを準備できる台数で工事日数に差が生じ

| | |
|--|--|
| <p>【委員】 そこで金額に差が出る理由がわからない。 2 t ダンプの調達力で金額に差が出るというのが理解できない。</p> <p>市の積算はどうしているのか。</p> <p>であれば、例えば2 t ダンプで100台搬出し ないといけない。 それは延べ台数ということになるので、2台 持っていようが、5台持っていようが積算上 は同じになる。 なので、そこで共通仮設費に差が出るという ことが分からない。</p> <p>共通仮設費は率計算なのか。</p> <p>共通仮設費は市積算より業者側が高かった のか。共通仮設費の内訳は分かるのか。</p> <p>現場管理費、一般管理費はどうだったのか。</p> | <p>てきますので、そこで業者間で諸経費に差が生 じている可能性があります。</p> <p>また、施工場所における住民との調整につい ても地域を把握できている、できていないで差が 出ているのではと考えています。</p> <p>起終点から両方進入できるが、両進入路が狭い ため、両側からの搬出、搬入できる場合と片側 から搬入、搬出の場合で作業効率にかなりの差 が出てきます。</p> <p>市の積算は、発生土については、土砂の数量を 指定する場所へ搬出、運搬するという積算で す。</p> <p>ダンプの調達力で積算上の共通仮設費が変わ ることはないが、業者側においては、その部 分で、手間がかかるなど考えられたのかと推測 しています。</p> <p>水道工事については、掘削した土砂は、その都 度搬出し、その帰りには、碎石等の資材を搬入 し、すぐに埋め込むという作業の繰り返しで す。</p> <p>ですので、一旦仮置きなどもできないので、業 者側は、ダンプの確保も考えられたと思われま す。</p> <p>率計算です。</p> <p>業者側の共通仮設費の内訳は分かりません。</p> <p>共通仮設費と同じく、差が出ています。</p> |
|--|--|

設計条件で明示していれば、共通仮設費は積上げもあるので、変わる場合があるが、現場管理費、一般管理費は変わることはない。例えば、土木一式から維持補修の率を採用しましたという話であれば、まだ分かるが、単純に諸経費が市積算と相違があると言われるが、設計条件を明示しているにもかかわらず、諸経費に違いがあると言われ、そこで完結している。

どういう理由でその諸経費となるのか、業者への徴取も含め、考えてもらいたい。

例えば、1者のみ適正価格で応札され、他の業者が高い価格で応札があていければ、適正な競争があっているのか疑いを感じる。

今回のような結果を見ると、そのように感じる部分がある。

なので、今回のような場合は、なぜ、そのような諸経費になったのか、聴取してもいいと思う。

市は適正な積算を行っているつもりだが、業者側からすると指定仮設でもう少し積上げてもらいたいと言っているのかもわからない。

そのあたりが聴取することで多少わかるかもしれない。

**⑤ 瓦焼地区配水管布設替工事
八石地区配水管布設工事**

【抽出理由】

【委員】

- ・(八石地区) 入札業者 5 社のうち無効業者 3 社あり、3 社の無効事由を明らかにされたい。

私たちも業者への聴取をしたわけではないので、あくまで推測であります。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【委員】

- ・無効入札がそれぞれ1件、3件ある。結果的落札率が高くなっている。No.100で有効札の参加者が、No.102で無効になるなど不自然に見える。無効の理由、原因を伺いたい。

【委員】

「落札意欲が非常に低かった」との回答だけでは不十分だと思う。
非常に不自然に感じる。
落札候補者を2回辞退している業者もいる。
この2件を見ると非常に不自然に思う。
確かに、意欲は低かったとは思いますが、高い率での応札をされたにも関わらず、他の業者がさらに高い率で応札されていて、自分ではないから辞退する。

【事務局】

- ・瓦焼地区、八石地区を含む【91～103】13件の工事は6月29日開札の制限付一般競争入札で土木Aランクを対象に、発注しましたが、類似工事としては発注しておりません。

瓦焼地区において、無効となった1者は予定価格から最低制限価格の範囲内において、最低制限価格に一番近い者であり、その者を落札候補者として決定しました。しかし、競争参加資格申請(事後審査申請)期間において、落札候補者辞退の届けがあったため、無効となり、次順位の者が落札という結果になりました。

八石地区も同様であり、最低制限価格に近い者から落札候補者として決定しましたが、辞退の届けがあったため、無効となり、次順位、さらに次順位の者も辞退され、4番手の者が落札という結果になりました。

今回6月29日開札の土木Aランク対象の工事については、13件のうち、不調、不落が6件あり、参加対象者は16者いるが、応札者数は、舗装工事を除けば多くても5者と少なく、また、今回、無効となった者の応札についても98%～99%の高率での応札をされていることから落札意欲が非常に低かったものと推測されます。

ひょっとして、落札者が決まっていたのでは
そのように私は感じてしまう。
せつかく、2件の落札候補者になっているのに
なぜ辞退されるのか分からない。
今の説明で済ませていいのか。

【委員】

これは制限付一般競争入札で電子入札で落札
候補者を通知したら辞退が提出される。
その際、辞退理由などは聞き取りしないのか。

落札候補者が辞退を出されれば、すぐに次の
候補者へ通知するのか。

【委員】

悪く言うと、自分は当て馬であって、辞退さえ
すれば、落札したい業者が落札できる。
極端にそういう風に考えるとどうですか。

【委員】

これまでも、このように次から次に辞退す
るケースはあったのか。

【委員】

入札の意義としては、高くてもいいから最低
額を応札した者へ落札させる。
それを分かって応札されている。
それなのに、辞退が続くというのは。

そうであれば、入札辞退すればいいと思う。
通常であれば、これだけの金額であれば、数か
月仕事が確保できる。体調をおしてでも、その
人を充てることを考えると思う。
落札できる工事を辞退してでも、その人の体
調回復を待つというのはないと思う。
次の受注の確約はないので、今、受注できるも

聞き取りは行っていません。

はい。

次の候補者も辞退されれば、さらに次の候補者
へ通知を行い、その繰り返しになります。

例年は年に1、2件程度だが、今年度は発注件
数も多いというのがありますが、多く発生して
います。

落札候補者の辞退届は任意で提出いただいて
いて、その中には技術者が体調不良のためとい
う理由もありました。

のは受注したいと普通は考えると思う。

そうであれば、予定価格より高い超過の応札をされればいいだけだと思う。

しかし、この案件は、超過していないので、余計に詮索してしまう。

今の状況を変えるために何かしないと、辞退届が提出されてそれで終わりでは変わっていかないと思う。これから市はどのように対応していくのか考えないといけない。

【委員】

落札候補を受けるか、辞退するかについて、業者側に決定権を与えるとういのはどうなのかと思う。

【委員】

辞退した場合はペナルティーを与えるようにした方がよいのか。

むやみやたらに応札されても何にもないというのが、納得できない。

真剣に応札する業者もいれば、様子伺い程度に応札する業者もいるように見える。

【委員】

何らかの罰則を設けてもいいと思う。

そうすると少し考える業者もでてくると思う。

【委員】

最初からペナルティーを与えるというのは難しいと思うので、理由の聴取等からやっていただきたい。

今年度の市の発注状況を見ると、かなりの発注件数があり、業者側は案件を選択しているように感じます。

指名競争の場合は、その場で落札候補者として決定するので、その後の辞退はペナルティーが発生してくるが、一般競争では、同日に数件を電子入札で実施するので同一業者が多数落札候補になった場合、受注する案件を選べる状況にないというのは、どうなのかと感じます。辞退の理由の聞き取りについては、今後対応し

| | |
|--|---|
| <p>【委員】 辞退の正当性を聞き取りの中で確認してもらい、市が今後どういう対応を行うかの参考にするべきで、いきなりペナルティーを与えるとすることは難しいと思う。 ただ、こういう案件を見ると制度の隙間をつかれているように見える。 それに対して、どういう対応が必要になるのか考えてもらいたい。</p> <p>【委員】 少しおかしいと感じたのは、入札執行者の立場からすると、辞退理由は聞いていいと思う。聞くことが、辞退の抑止力になる場合も考えられるし、辞退届を何もなく受理するだけというのは、やり方としてまずいと思う。 参加業者が少なくなり、落札されにくいというのもあるかもしれないが、最低制限価格付近での競争ではなく、特定の業者については、予定価格付近で応札されるのをよく目にする。 その業者が、ランダム係数の影響で他者が失格となり、何百万も高額で落札される場合がある。そういう案件が目立ってきているように感じる。</p> <p>【委員】 辞退することは大変なことだと理解してもらう必要がある。</p> | <p>ていきたいと思います。</p> <p>今後、このような案件については、辞退の確認を行うように対応していきたいと思います。</p> |
|--|---|

⑥ 原城跡法肩復旧工事
日野江城跡崖面等復旧工事（災害復旧）

【抽出理由】

【委員】

・両件とも 1 者のみ参加で競争性が低いと思われる。前回、工法選定は史跡原城跡・日野江城跡専門委員会において決定とありましたので、今回は、調査から工法決定までの過程を伺いたい。

【委員】

業務委託の場合、市はどのように関わっているのか。

3、4 案に絞った工法を専門委員に見てもらっているのか。

多数の工法から 3、4 案に絞る際には、専門委員の意見が入るのか、市が行うのか。

設計業者はどこの業者になるのか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【文化財課】

・調査については、災害が発生した際に、先ず史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の土木専門の委員と長崎県学芸文化課に現地調査をお願いし、復旧が必要かの判断をいただき、その後に全ての専門委員に復旧の判断について報告しております。

工法決定については、業務委託を発注し、通常の土木工事と同様で 3 案から 4 案の工法比較検討を行い、専門委員会の委員長と土木専門の委員に事前協議を行い、最終的には専門委員会です承を得ております。

工法比較検討を行う際には、国指定文化財であるため現状復旧や景観等を考慮する必要があります。

専門委員に見てもらう 3、4 案に絞る際には、市でも検討を行う。

設計業者から複数案でくるが、その中から市で検討し、3、4 案決定し、専門委員に見ていただく。

専門委員の意見で、他の工法を再度検討する場合もあります。

県内の設計業者です。

設計業者は稀に、自社工法を優先する場合があります。法面処理の設計についても、目にすることがある。

設計業者の性格もよく見て、逆に言うと、他者の製品、工法も検討案の中に持ってくるかどうか。

そういうところを気を付けて見ていただきたい。

法面処理は設計、施工できる業者も多数いるため、自社が得意とする工法を設計することが多い。

設計業者と市の打合せについては気を付けてほしい。

もう一件については、災害復旧となっているがどうして指名競争で行かなかったのか。

では、土木一式工事の災害復旧しか指名競争しないということか。

県では、こういう工事は指名競争で行っている場合が多い。

対象業者数が少ないためだと思っている。

災害復旧は指名競争と聞いていたので、何故指名競争で行かなかったのか疑問に思った。

本来、一般競争が競争性を確保でき、いいように思うが、今回は1者入札とつながって、このままでは、市の法面処理工事は1者入札が増えてくるのではと思った。

今回、1件は災害復旧だったので、この1件は指名競争で行ってもよかったのではと思った。

1者入札が続くとなんとなく気持ちが悪くない。

一般競争で実施しなければならないとなっていないのであれば、指名競争を考えられてい

【事務局】

案件名は災害復旧となっているが、内容がとび・土工・コンクリート工事であるため、とび・土工・コンクリート工事として発注しました。

現状、法面処理工事について参加者が1者のみとなっている。それを打開するために、指名競争で行うことは検討してよいと思います。

いと思います。

3. 質疑案件

【質疑内容①】

- ・No. 190 の原城跡は 2 者に満たず再入札し、No. 202 の日野江城跡は初めから 1 者で実施している。取扱いの違いは何か。

【事務局】

- ・原城跡法肩復旧工事については、初回の入札公告を 6 月 10 日に行い、参加者が 1 者のため、入札中止しました。再度の入札公告を 7 月 22 日に行い、その際は、1 者入札も認めています。

次に、日野江城跡崖面等復旧工事（災害復旧）については、入札公告を 8 月 5 日に行い、1 者入札も認めています。

原城跡の 1 回目については、当初入札時には、複数の応札者を見込んでおり、また、不落の場合も、再度入札を行う時間的な余裕があったことから、通常どおりの条件設定を行いました。

【文化財課】

- ・日野江城跡については、国庫補助の補正予算による繰越事業であります。交付決定が令和 4 年 2 月であったため、事前着手の承認を得て、交付決定前から実施設計を行いました。実施設計において湧水による工法の検討に不測の日数を要し、業務完了が計画より約 3 か月遅れ、工事発注の時期が遅れたため余裕工期がなく、入札不調となった場合には事故繰越となることから、早期契約を行う必要がありました。

【事務局】

- ・先ほどの理由により、日野江城跡については初回の入札公告から

| | |
|--|---|
| <p>【委員】 原城跡、日野江城跡ともに1者入札で、同一業者が落札しているということがあるので、何とかならないのかと思う。 基本は、1者入札を認めるのは再度入札の場合とし、日野江城の場合は、工期が確保できないため、最初から1者入札を認めたということ。入札参加資格条件は昨年度から変わっていないのか。</p> <p>昨年度は完工高の条件を緩和したらという話もあっていただろうかと思うが。</p> <p>原城跡、日野江城跡の工事が今後続くようであれば、1者入札が続き、特定の業者が入札、落札を繰り返していくと、他者から見るとおかしく思われる。 入札参加条件についてももう一度緩和することを検討していただきたい。</p> <p>【委員】 制度上、指名競争が可能であれば検討してください。</p> <p>【質疑内容②】 ・ No. 140～No. 144 は2者が独占しているが、類似工事とすべきではないか。</p> | <p>1者入札を認めることを競争参加資格委員会にて決定しました。</p> <p>【事務局】 変わっていません。</p> <p>完工高の条件についても変えていません。</p> <p>市としても1者入札については解消したいと思っています。 先ほどの話でもあったが、指名競争での実施も含め、検討していきたい。</p> <p>【事務局】 ・ No. 140～No. 144 の5件はすべて防火水槽の設置工事となっております。 また、今回の5件を含む【136～144】までの9件の工事を、7月29日開札の制限付一般競</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>【委員】 応札者が少なかったから、類似工事を設定しなかったということか。</p> <p>結果として、5 案件について、同じ業者が応札し、1 者が 3 件、もう 1 者が 2 件落札している。</p> <p>受注機会の拡大について考えると、類似工事を設定してもよかったと思うが、どうか。</p> <p>結果を見ると、もう少し、受注機会を分散させるような措置をとってもよかったのではと感じます。</p> <p>【質疑内容③】 ・ No. 102 八石地区配水管布設工事は 5 者中 3 者が無効であるが理由は何か。</p> <p>※審査順位 5 と同様のため省略</p> <p>【質疑内容④】 ・ 不落の多い理由は。</p> | <p>争入札で土木Bランクを対象に発注しております。</p> <p>土木Bランク対象案件についても、5 月以降の入札については、一部工事を除いて市内 20 者のうち、半数に満たない応札しかあっておらず、5 月以降の入札では類似工事を設定せず、発注を行っていたところです。</p> <p>そうです。</p> <p>競争参加資格委員会でも協議を行ったが、委員会の結果として、類似工事は設定しないという結果になりました。</p> <p>今後、このような案件が出てくれば、競争参加資格委員会の中で協議していきます。</p> <p>【事務局】 ・ 令和 4 年度上半期の工事発注 235 件のうち、不調・不落案件が 72 件ありました。不調・不落 72 件のうち 22 件が自転車道路関係、35 件が災害復旧工事となっており、全体の 8 割</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>【委員】 事業費ベースでどの程度増加しているのか。</p> <p>【委員】 不落案件については、今後どう対応するのか。</p> <p>【委員】 緊急性を優先されていると思うが、不調・不落が続けば、一回災害で崩壊しているのので、そのままでは、2次災害、3次災害と発生する恐れがあるのではないか。</p> <p>そうなれば、発注件数、金額はさらに増加し、もったいないように思う。</p> | <p>程度を占めています。</p> <p>災害復旧については、河川工事が23件発注のうち、15件が不調、不落となっており、災害復旧において大きな割合を占めています。</p> <p>また、令和2、3年度上半期と比較すると、令和3年度は115件発注のうち不調不落が7件、令和2年度は117件発注のうち不調不落が5件となっており、今年度が突出して件数が多くなっている。</p> <p>発注件数が上半期で235件発注しているが、この件数は例年であれば年間発注件数並みとなっており、発注件数の増加が不調不落の増加につながっているものと考えます。</p> <p>事業費ベースでは確認していないが、自転車道については、大きい金額で発注を行っているので、事業費も相当大きくなっていると思います。</p> <p>災害復旧については、各担当部署において見積り合せを実施していただいております。農業用施設災害復旧、公共施設災害の道路については、落札いただいている状況ですが、河川災害については、落札されず、現在も残っている状況です。</p> <p>今後、事故繰越を行うかなど、手続きについて協議されているところです。</p> <p>場所によっては、2次、3次災害を防ぐために応急措置をされている箇所もあります。ただ、不落不調が続く、なかなか復旧できないとなれば、そこに豪雨等により被害がさらに発生する可能性はあるかと思えます。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>【委員】 市の単独費を投入し、施工環境の条件を加味してやらないと、業者は落札しないのではないかと。ただ、むやみやたらに積み上げる訳にもいかない。</p> <p>端的に言えば、業者が損をしない金額で発注する。ただ、それができるかは、財政的な余力も関係してくるので。</p> <p>また、ひとつの市だけで足りない場合は、他市の業者に協力してもらおうということも起こりうるかもしれない。</p> <p>市の事業費が大きくなったときは、他市に協力をお願いし、また、逆の場合はこちらが協力していくような関係が作れないのか。</p> <p>災害が少ない地域の業者に協力してもらい、そのかわり、他市の事業費が大きくなったときは、こちらからも協力していく。</p> <p>そういうことも余裕がないのかもしれない。相手方と話をしてみないと分からない。</p> <p>昔は作業員も含め業者が多かったらよかったが、今では、災害対応でも苦慮している状況なので、市町間での協力関係が何らかできないのかなと思う。</p> <p>【委員】 ランクの枠を無くしてしまうというのはどうですか。</p> <p>【委員】 作業自体はCランクでもできると思う。自分が元請けになりたいという感覚をCランクの業者あたりが捨てればできると思うが、</p> | <p>不落対策をどのようにすべきか市も苦慮しています。</p> <p>島原半島で見れば、長崎県の発注が大きく、市内のAランク業者を中心に、県発注工事を多く受注されています。</p> <p>また島原市、雲仙市の業者についても、多忙であると市役所間の話では聞いています。</p> <p>県も例年以上の発注となっているようで、発注金額も大きいこともあり各業者もそちらの工事を選択されているようです。</p> |
|--|--|

自分が作業員として働くことをいやがるようであればできないと思う。

【委員】

直接、Cランクに受注させてもいいのではないか。

【委員】

ただ、そうした場合は、工事を分割してやらないといけない。そうすると市の手間が増える。

【委員】

ただ、しないとこの問題は終わらない。
決まりを大幅に変えないといけない。
それに時間を費やしても仕事にならない。

【委員】

自転車道については、全工種を一括して発注している。土工や舗装工に分けて、発注するなど考えた方がよいと思う。

【委員】

できることはやっていくしかない。
余裕工期工事も含めできるだけ平準化していくしかない。

【委員】

せっかく予算がついているので、その予算をできるだけ平準化し、繰越も利用し、業者さんたちが1年中働ける環境を作っていくといけない。

4. その他

5. 閉会

- ・ これを持ちまして、令和4年度 第2回 入札監視委員会を閉会いたします。

昨年度は下半期に自転車道については、発注を分割し、Cランクへ発注を行っています。
その際は、落札いただいた経緯がありますので、今後、状況次第では分割での発注も考えています。

現在は、橋梁の工事については、除いて工夫して発注している。